

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会
ブロードバンド基盤ワーキンググループ(第2回)
ご説明資料**

**2022年8月29日
ソフトバンク株式会社**

1. **ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え**
2. **ブロードバンドの基礎的電気通信役務化**
3. **第二号基礎的電気通信役務の範囲**
4. **ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表**
5. **第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)**
6. **まとめ**

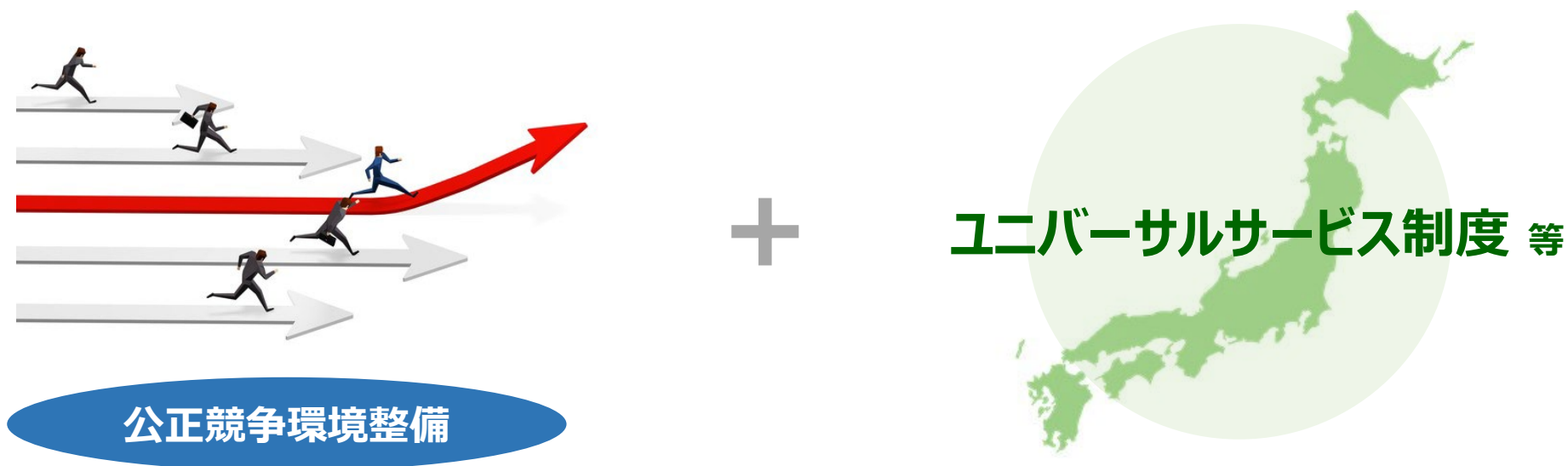
Appendix

1. **ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え**
2. **ブロードバンドの基礎的電気通信役務化**
3. **第二号基礎的電気通信役務の範囲**
4. **ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表**
5. **第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)**
6. **まとめ**

Appendix

ユニバーサルサービス制度の在り方

通信基盤の整備は、競争による促進が第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ



利便性向上(料金低廉化・提供地域拡大等)は
競争での解決が最優先

競争で救済できない部分を補完
(必要な範囲に限定)

【参考】包括的検証 最終答申の記載

電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとして様々な基盤整備等に係る取組(ユニバーサルサービス制度等)が講じられている

我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとして、様々な基盤整備等に係る取組が講じられている。具体的には、国民生活にとって不可欠な電話サービス等の維持について、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。)及び電気通信事業法の関連規定からなる「ユニバーサルサービス制度」を設けるとともに、条件不利地域における光ファイバ整備等について、予算措置等の支援策を講ずる等の対応が取られてきた。

2030 年代に向けて、ブロードバンド化等のネットワーク環境の変化、人口減少等の社会環境の変化等を見据え、国民生活に不可欠なサービスの持続的な利用可能性を確保する観点から、ユニバーサルサービス制度を含めた基盤整備等の在り方について検討することが求められている。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.7

制度検討における基本的な考え方

競争への影響を最小限とすべく、
補完的措置としての制度上の手当は必要最小限とすべき

2. ヒアリング項目

① 第二号基礎的電気通信役務の範囲

1. FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務の有無
2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務及び卸元事業者により提供される卸役務の扱い 等

② 事業者規律の在り方

1. 通信速度の設定について
2. 業務区域の変更登録・変更届出（町字単位での登録・届出）の手続
3. 不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表 等

※ 残りの検討項目（③一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方、④交付金・負担金算定の在り方、⑤その他）については、第3回WG(9/5(月))においてヒアリングを実施予定。

第二号基礎的電気通信役務の範囲
(規律等の効果を生じさせる必要がある最小限の範囲)

事業者規律
(制度の目的達成のために必要な範囲と程度の規律)

今回のヒアリング範囲

一般支援区域・特別支援区域の指定
(救済しないと維持されない必要最小限の区域)

交付金・負担金算定の在り方
(維持に必要な最小限の交付金規模)

・・・等

1. ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え
- 2. ブロードバンドの基礎的電気通信役務化**
3. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
4. ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表
5. 第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)
6. まとめ

Appendix

基礎的電気通信役務の3要件

ブロードバンドの基礎的電気通信役務化については、
下記の3要件に基づく検討が必要と考える

ユニバーサルサービスの基本的要件

- (1) **国民生活に不可欠なサービス**であるという特性 (essentiality)
- (2) **誰もが利用可能な料金で利用できる**という特性 (affordability)
- (3) **地域間格差なくどこでも利用可能**であるという特性 (availability)

出典：ユニバーサルサービス制度の在り方について 答申(情報通信審議会：2008年12月16日) P.5

基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に関する制度の運用に当たっては、「不可欠性」(国民生活に不可欠であること)、「低廉性」(誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること)、「利用可能性」(全国どこでも利用可能であること)を基礎的電気通信役務の3要件とし、全てを満たすものとして加入電話等を対象としてきたが、条文上、要件として明記されているのは「不可欠性」のみである(同法第7条)。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(情報通信審議会：2019年8月29日) P.35

基礎的電気通信役務の3要件

- ① **不可欠性(essentiality)**
- ② **低廉性(affordability)**
- ③ **利用可能性(availability)**

制度手当の方向性

【3要件の取り扱い】

基礎的電気通信役務は、(ア)条件不利地域における役務提供を確保する「競争補完」、(イ)約款規制等を通じて適正な提供条件を確保する「利用者利益の確保」の両面を具備する、複合的な概念と考えられる。また、基礎的電気通信役務の制度趣旨に鑑みれば、国民生活にとって「不可欠」なサービスを対象とした上で、上記(ア)・(イ)を通じて、「低廉性」と「利用可能性」を実現しようとするものと考えられる。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(情報通信審議会：2019年8月29日) P.36

- 基礎的電気通信役務の制度趣旨に鑑みれば、国民生活にとって「不可欠」なサービスを対象とした上で、「低廉性」と「利用可能性」を実現しようとするもの

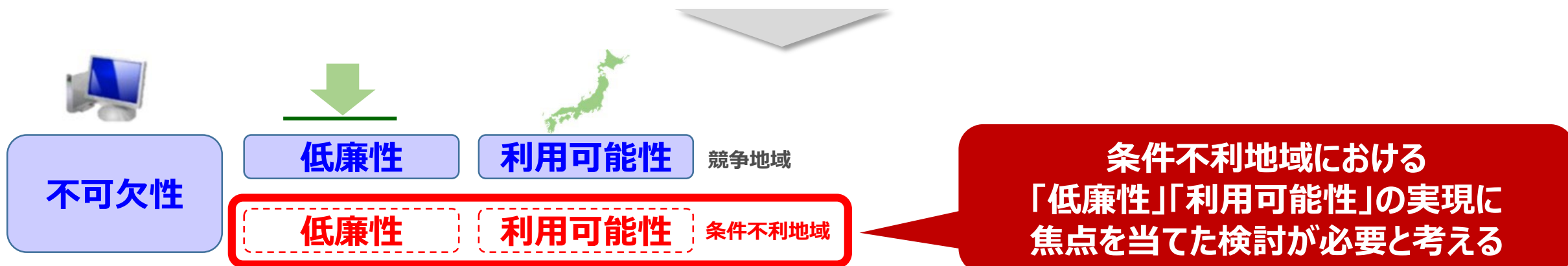
【ブロードバンドの基礎的電気通信役務化の検討契機】

ブロードバンドサービスを巡る当面の課題として、条件不利地域等においては、いまだ未整備エリアが解消されておらず⁶、また、整備済みエリアにおいても、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されている。これらは、ブロードバンドサービスが果たす役割の重要性に照らし、早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが必要である。

一方、中長期的には、条件不利地域等におけるブロードバンドサービス基盤の整備・運用について、事業の効率化等を通じて将来にわたる持続可能性を確保していく観点からは、民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要となることから、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべきである。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.24

- 条件不利地域等の基盤の維持・更新等に大きな財政的負担
- ブロードバンドサービス基盤の持続可能性を確保していく観点からは、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべき



1. ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え
2. ブロードバンドの基礎的電気通信役務化
3. **第二号基礎的電気通信役務の範囲**
4. ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表
5. 第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)
6. まとめ

Appendix

第二号基礎的電気通信役務の範囲の検討にあたり、考慮すべきは下記と考える

- (1) 交付金による補填の必要性がある・対象となり得る役務であること
 - ・ 条件不利地域等の基盤の維持・更新等の救済に資する必要がある

- (2) (基礎的電気通信役務化の効果としての)事業者規律が必要な役務であること
 - ・ 非競争地域の低廉性・利用可能性の担保に資する必要がある
 - ・ 競争地域の低廉性・利用可能性をセーフガードとして担保する必要がある

(1) 交付金による補填の必要性がある・対象となり得る役務

【新たな交付金制度の目的】

1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保

地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により採算性が悪化しつつあり、今後、地方における人口減少が一層進展した場合には、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になると予想される。

そこで、新設する交付金制度により有線ブロードバンドサービスの維持運用経費を支援することで、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保する。

2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進

近年、補正予算等による補助金を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。整備が行われていない主要な理由の1つが、整備後のサービスの維持可能性への懸念である。

そこで、新設する交付金制度で整備後の維持運用経費を支援することにより、サービスの維持可能性への懸念を払拭し、未整備地域の解消を一層促進する。

3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

現在、条件不利地域における有線ブロードバンドサービスの提供は、公設公営方式又は公設民営方式によって行われている場合が少なくない。

一般に、地域住民のニーズに応じた通信サービスを提供する観点から、自治体が通信サービスの担い手となったり、そのための設備を保有したりすること自体は、必ずしも否定されるべきものではない。

しかしながら、これらの方式による有線ブロードバンドサービスの提供は、自治体に人材面・財政面での負担を恒常的に生じさせており、今後、人口減少の進展に伴い条件不利地域の自治体の財政力が更に低下した場合には、このような方式でのサービス提供の継続は困難になると予想される。

そこで、条件不利地域における安定的なサービス提供を中長期的に確保していく観点から、新設する交付金制度で民設移行後の維持運用経費を支援することを前提に、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進する¹²。

**不可欠なサービスとしての要件を満たすとともに、
左記のような条件不利地域の実態を踏まえ、
維持の観点で救済が必要な役務が含まれるよう
設定すべきと考える**

(FTTH、CATVインターネットのうちHFC方式)

(1) 交付金による補填の必要性がある・対象となり得る役務

過去、①競争による安定したサービス提供②補填の対象とすることが不適當な役務は
基礎的電気通信役務から除外されている

すなわち、補填対象になり得る役務のみ
基礎的電気通信役務となり得る理解

2 平成 12 年度にマイライン登録制度が導入され、市内通話にも実質的な競争が導入された後、この状況は大きく変化している。平成 15 年度における NTT 東・西以外の事業者のシェアは、通信回数については 27%、通信時間についても 25% と平成 11 年度から大幅に増加している¹²。また、平成 17 年 4 月末時点で、NTT 東・西以外のマイライン参加事業者は、市内通話の登録数の 31% を獲得しており、うち 5 事業者は全国一円をサービスエリアとして NTT 東・西と遜色ないサービスを展開している。すなわち、市内通話については、既に全国的に競争状態が実現し、その中で安定的にサービスが供給されていると考えられる。

3 市内通話の設備面における費用については、接続料制度を通じて NTT 東・西とそれ以外の事業者の間で同じ条件が適用されていることから、NTT 東・西の市内通話サービスのみを基金による補填の対象とすることは、公正競争上適當ではない。市内通話についても、市外通話や国際通話と同様に基金による補填の対象から外すべきである。

① 市内通話については、
既に全国的に競争状態が実現し、
その中で安定的にサービスが供給

② 市内通話についても、
市外通話や国際通話と同様に
基金による補填の対象から外すべき

基礎的電気通信役務から「市内通話」を除外

出典：「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申(情報通信審議会：2005年10月25日) P.15

(2)事業者規律が必要な役務：デタリフ化について

利用者に利益が最大限還元されることを目指しデタリフ化されており、
相当な必要性がない限り約款届出義務を課すべきではないと考える

(もともと約款届出義務が必要とされたのは、適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービス等との記載あり)

- 事業者間の活発な競争を通じて利用者に利益が最大限還元されるよう、各事業者の柔軟なサービス提供を可能とする観点からは、ネットワークを保有する事業者（現行の一種事業者）も含め、全事業者について、料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置（いわゆる「デタリフ化」）を講じることが適当であると考えられる。

出典：IT競争政策特別部会最終答申(草案)に対する意見及びそれについての考え方(情報通信審議会：2002年8月7日) P.100

- ③ 具体的には、ネットワークを保有する事業者（現行の一種事業者）も含め、全事業者について、料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置（いわゆる「デタリフ化」）を講じることが適当である（ただし、後述するとおり、市場支配力を有する事業者が当該市場において提供するサービスや適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービス等については、政策的観点から別途異なる規律が必要となるものと考えられる）。

出典：IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申(情報通信審議会：2002年8月7日) P.85

**事業者間の活発な競争を通じて
利用者に利益が最大限還元されるよう、
「デタリフ化」を講じることが適当**

**適格電気通信事業者が提供する
ユニバーサルサービス等については、
デタリフ化の例外**

(2)事業者規律が必要な役務：適格電気通信事業者の扱い

適格電気通信事業者は交付金を受け取る立場である以上、料金・提供条件の適正性確認のための約款届出義務を課すことは適当と考える

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第三項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款（以下、「届出契約約款」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該届出契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。
- 六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

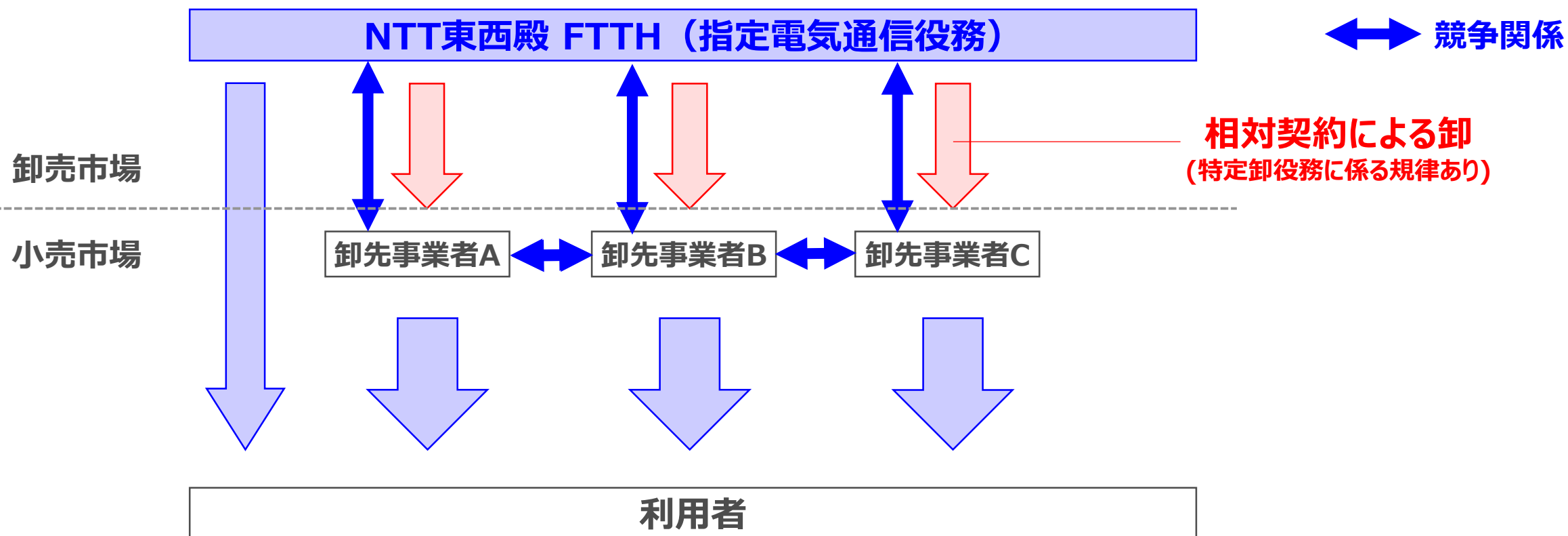
出典：改正電気通信事業法

加えて、競争の期待できない条件不利地域については、「低廉性」「利用可能性」確保のため、適格電気通信事業者になり得る事業者に課すこともセーフガードとして一定の合理性はあると考える

(2)事業者規律が必要な役務：競争地域の扱い

卸先事業者も含むFTTH市場構造の概略※は下記のとおり

※NTT東西殿以外の設備設置事業者のサービス、接続型によるサービスに関する記載を省略

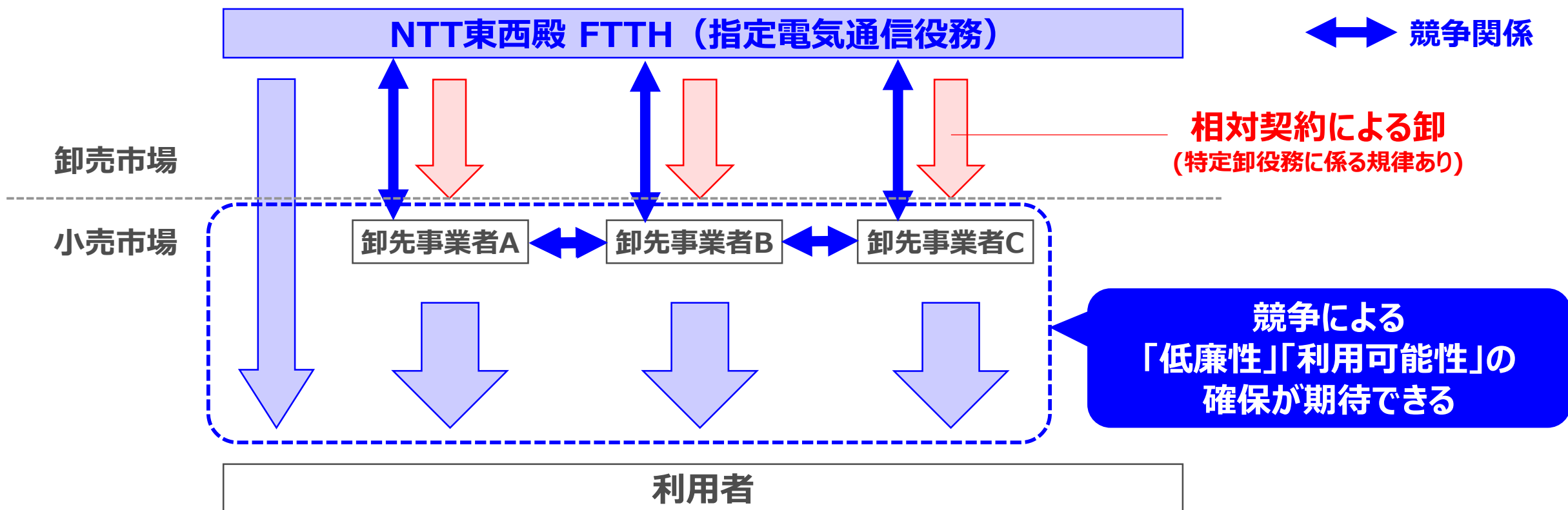


(2)事業者規律が必要な役務：競争地域の扱い

競争による「低廉性」「利用可能性」の確保が期待できるところは、約款の届出までは求める必要性はない

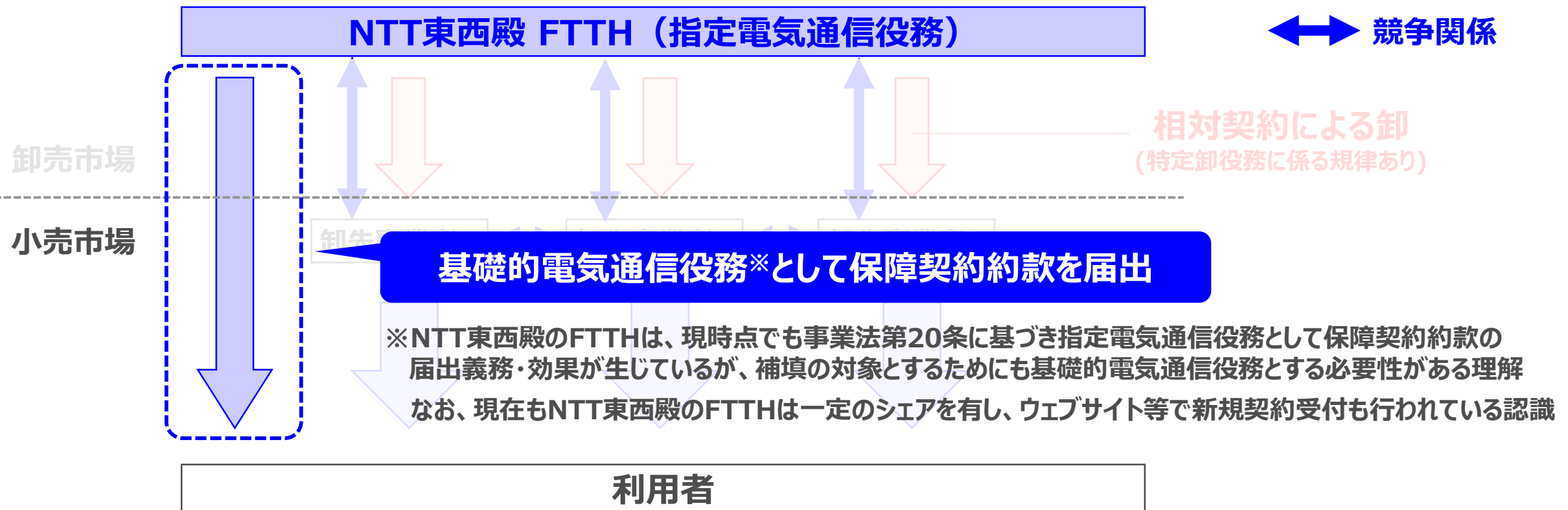
少なくともNTT東西殿の卸先事業者のサービスは必ず競争環境にあり、
適格電気通信事業者にもなり得ないため、約款届出を求める必要性はない

(加えて、卸を利用せずともNTT東西殿とエリアが重複する小規模事業者は届出不要とすることも考えられる)



(2)事業者規律が必要な役務：競争地域の扱い

競争地域における「低廉性」「利用可能性」確保のセーフガードの意味も含め、NTT東西殿のFTTHは基礎的電気通信役務とすると必要があると考える



(2)事業者規律が必要な役務：研究会の整理

卸先事業者に対する規制は不要とし、 基礎的電気通信役務とする必要性はないとした研究会の整理は適切と考える

- また、FTTHであっても、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、
- ① 卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されることが考えられること
 - ② 今般創設する新たな交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、携帯ブロードバンドサービスと同様、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当である。

- ①卸元に規律を課せば十分
- ②卸先は補填対象になり得ない



**基礎的電気通信役務としては
位置付けない**

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ(ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会：2022年2月2日) P.3

音声伝送役務(電話)における基礎的電気通信役務の範囲を定める省令では
卸先事業者の役務は対象外とされており、同様の措置が可能かつ整合性ありと考える

電気通信事業法施行規則

第十四条 (基礎的電気通信役務の範囲)

法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- **アナログ電話用設備（略）を設置して提供する音声伝送役務**であつて、次のイから八までに掲げる

アナログ電話用設備を設置して提供する音声伝送役務に限られており、卸先事業者の役務は対象外

(2)事業者規律が必要な役務：デタリフ化の下での約款届出

これまでの当社主張に基づけば、
デタリフ化の下で約款届出を求められる役務は下記のとおりとなる

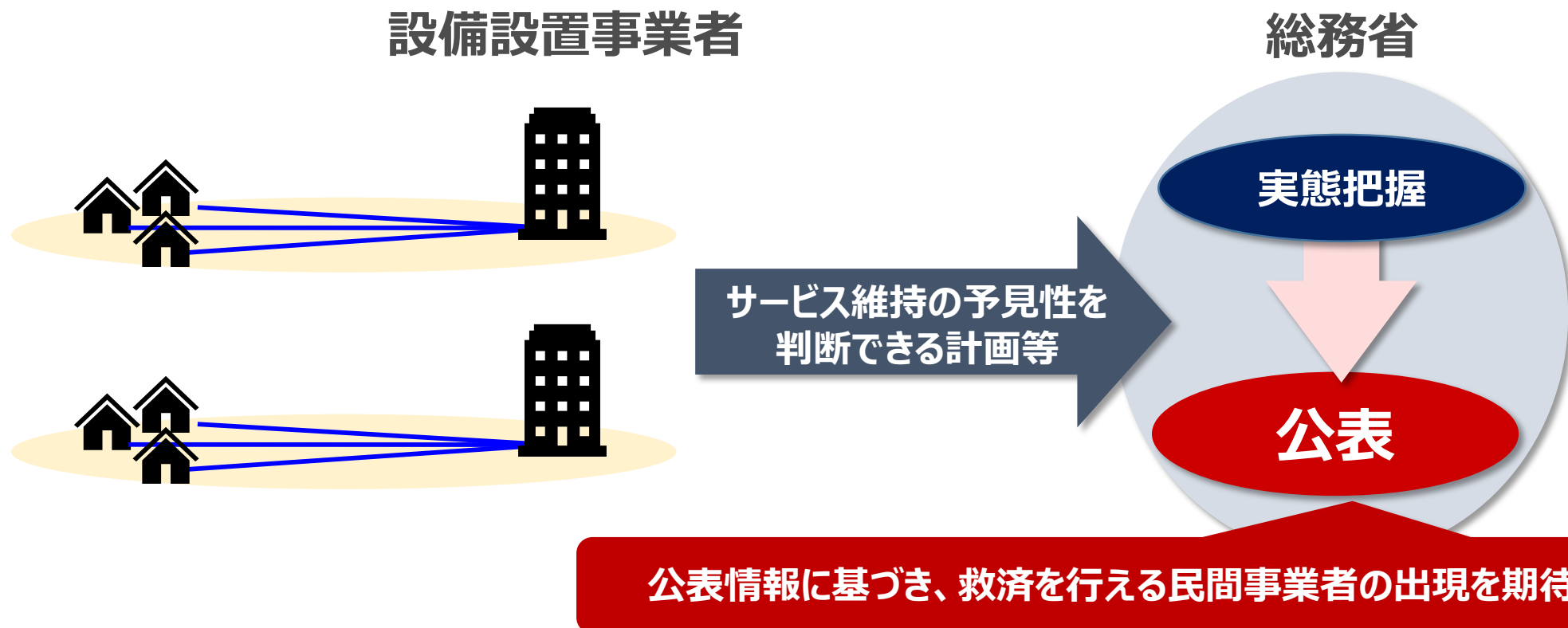
約款届出義務のある役務	概要	主な対象事業者
第一号基礎的電気通信役務 ※交付金規定あり	国民生活に不可欠な電話の役務	設備設置事業者(NTT東西殿)
第二号基礎的電気通信役務 ※交付金規定あり	国民生活に不可欠なブロードバンドの役務	設備設置事業者 (NTT東西殿・条件不利地域の事業者)
指定電気通信役務	ボトルネック設備を用いて提供され、他事業者による代替サービスが十分提供されない役務	設備設置事業者(NTT東西殿)
特定電気通信役務	指定電気通信役務であって、特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務	設備設置事業者(NTT東西殿)

1. ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え
2. ブロードバンドの基礎的電気通信役務化
3. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
- 4. ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表**
5. 第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)
6. まとめ

Appendix

条件不利地域の救済可能性を高める工夫

ブロードバンドインフラの交付金支援による維持のためには、
 条件不利地域の設備設置事業者に、
「今後何年続けられるのか」等の計画・見込みを提示させ、
 未整備エリアとなる可能性(救済の必要性)を明示させることが有効と考える



NTT東西殿に期待する役割

全国規模の線路設備基盤を有し、政府出資の特殊法人として責務を負う NTT東西殿には、維持限界エリアを積極的に救済する役割を期待

(事業計画認可における方向付けも有効と考える)

日本電信電話株式会社等に関する法律 (特殊会社(NTTT及びNTT東西)に対する規制)

責務

- ◇ あまねく電話の提供
- ◇ 研究推進・成果普及



担保措置

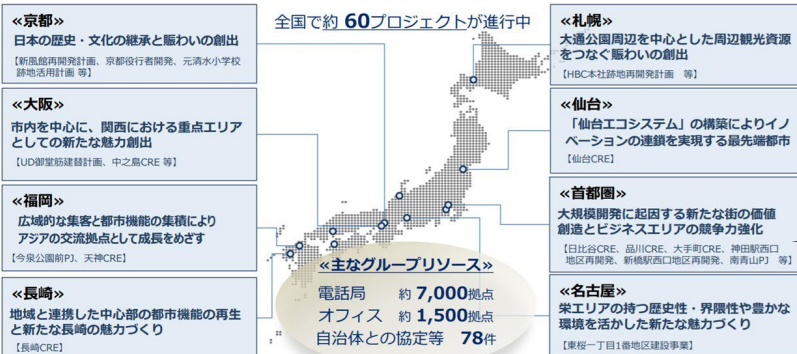
- ◇ 外資規制(1/3未満)
- ◇ 政府による1/3以上の株式保有
- ◇ 役員選任・剰余金処分認可
- ◇ 業務範囲規制
- ◇ 事業計画認可

政府の株式保有義務
 事業計画認可等

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回) 資料1-2 事務局資料(2020年12月3日)

【重点施策】グループ保有資産の活用

グループの営業拠点との連携や企業等とのパートナーシップの構築により、全国の局舎等のリソースを最大限活用した街づくりを展開します



ボトルネック設備を始めとする
 公社時代の資産の受け継ぎ

出典：NTTアーバンソリューションズグループ 中期ビジョン Road to 2030(2019年5月10日)

1. ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え
2. ブロードバンドの基礎的電気通信役務化
3. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
4. ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表
5. **第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)**
6. まとめ

Appendix

通信速度の設定について

ユニバーサルサービス制度の趣旨(競争の補完・地理的格差の是正)を踏まえれば、競争地域で提供されているサービスが基本的に満たす基準が適切と考える

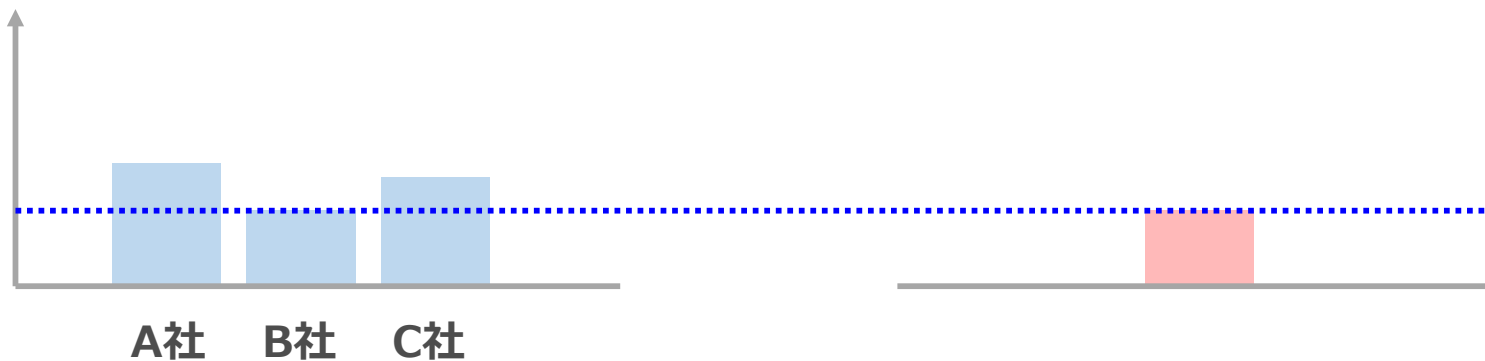
競争地域



条件不利地域



名目
速度



ユニバーサルサービスとして
最低限求められる基準

具体的な数値は、地域の実態も踏まえ検討が必要

1. ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え
2. ブロードバンドの基礎的電気通信役務化
3. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
4. ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表
5. 第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)
6. **まとめ**

Appendix

- 制度措置は「不可欠性」を有するサービスを対象に 「低廉性」と「利用可能性」を実現するために必要最小限の内容とすべき
- 事業者規律は基本的には適格電気通信事業者に対して必要であり、競争地域は引き続き競争による低廉性・利用可能性確保を期待すべき (相当な必要性がない限り約款届出義務を課すべきではなく、卸先事業者に対する規制は不要)
- 条件不利地域のインフラ維持については NTT東西殿に依存する部分が大きく、政策にて何らかの方向付けを行うことも必要と考える
- 不可欠性のあるサービスの定義は、競争地域で提供されているサービスが基本的に満たす基準とすべき

1. ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考え
2. ブロードバンドの基礎的電気通信役務化
3. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
4. ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表
5. 第二号基礎的電気通信役務として求める品質(通信速度の設定)
6. まとめ

Appendix

(参考)利用者保護の補完策について

卸先事業者については交付金の対象ともなり得ず、約款届出義務は過剰であるが、
 例えばガイドライン等により約款の掲示・公表を求めることは考え得る
 (仮に小規模事業者も基礎的電気通信役務の範囲に含めないのであれば、同様の取り扱いとする)

約款届出義務のある役務	概要	主な対象事業者
第一号基礎的電気通信役務 ※交付金規定あり	国民生活に不可欠な電話の役務	設備設置事業者(NTT東西殿)
第二号基礎的電気通信役務 ※交付金規定あり	国民生活に不可欠なブロードバンドの役務	設備設置事業者※ (NTT東西殿・条件不利地域の事業者)
指定電気通信役務	ボトルネック設備を用いて提供され、 他事業者による代替サービスが十分提供されない役務	設備設置事業者(NTT東西殿)
特定電気通信役務	指定電気通信役務であって、 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務	設備設置事業者(NTT東西殿)

※第二号基礎的電気通信役務の卸先事業者については、約款の掲示・公表を求める
 (約款届出義務はなし)